

市総合防災訓練を実施

令和元年東日本台風などにより、本市は甚大な被害を受けたことから、市民の皆さんの防災意識や職員の災害対応能力の向上を目的に、市総合防災訓練を実施します。同訓練は、本格的な台風シーズンを前に、大規模な水害・土砂災害を想定し、七月十日(土)八時三十分から十一時三十分にかけて行います。

訓練のポイント

○災害対策本部設置訓練および初期対応訓練
災害対応体制や指揮命令系統を迅速に確立し、円滑な応急対応を行うため、災害対策本部設置訓練および地区本部を含めた初期対応訓練を行います。

○情報伝達訓練
迅速かつ的確に災害情報などを市民の皆さんに周知するため、特性の異なる複数の情報媒体で情報伝達訓練を行います。

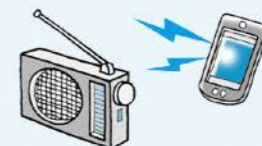


コロナ禍での避難者の受け入れ訓練

○避難所開設訓練
自主防災会や防災士、避難所対応職員などが連携し、新型コロナウイルス感染症対策などを踏まえた避難所の開設・運営訓練を行います(表1)。

訓練 7月10日(土) 8時30分 大規模な水害・土砂災害が発生
水防信号(*)のサイレン吹鳴を
8時30分(第1信号)、9時40分(第4信号)に実施

水防信号のサイレンを鳴らすほか、緊急速報メール・市防災メールの配信やFMいわきの緊急割り込み放送などを行います。



〈表1〉各地区の実施会場および主な訓練の内容・テーマ

地区	実施会場	主な訓練の内容・テーマ	お問い合わせ
平	平第四小学校	避難所開設・運営訓練	災害対策課 ☎22-1153
小名浜	小名浜第二中学校	避難者の受け入れ体制の強化	小名浜支所 ☎54-2111
勿来	植田東中学校	土砂災害を想定した住民の避難	勿来支所 ☎63-2111
常磐	常磐支所	土砂災害への対応	常磐支所 ☎43-2111
内郷	宮小学校	地域の避難所対応力の強化	内郷支所 ☎26-2111
四倉	袖玉山構造改善センター	土砂災害を想定した住民の避難	四倉支所 ☎32-2111
遠野	下滝集会所	避難所開設・避難誘導訓練	遠野支所 ☎89-2111
小川	小川小学校	大規模な水害・土砂災害を想定した避難	小川支所 ☎83-1111
好間	好間支所、好間中学校	大雨による河川氾濫を想定した実践的な地域防災力の充実・強化	好間支所 ☎36-2221
三和	三和ふれあい館	大雨による土砂災害を想定した実践的訓練	三和支所 ☎86-2111
田人	貝泊集会所、井出集会所	地域防災力の向上	田人支所 ☎69-2111
川前	川前活性化センター	土砂災害を想定した災害初動期における危機対応力の強化	川前支所 ☎84-2111
久之浜・大久	久之浜・大久支所、久之浜中学校、久之浜第二小学校	大規模な水害・土砂災害を想定した訓練	久之浜・大久支所 ☎82-2111

※災害の発生や新型コロナウイルスの感染状況などにより、訓練が中止・変更になる場合があります。



○お問い合わせ
災害対策課
地域防災係
☎22-1153

*水防信号
大雨などで河川が氾濫注意水位に達し、高齢者等避難が発令された場合などに、浸水が予想される区域に居住する方へ避難を促すために鳴らすサイレン

水防信号を鳴らすとき	信号の種類	信号の内容	サイレン信号
高齢者等避難を発令	第1信号	氾濫注意水位に達したことを知らせる	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
避難指示、緊急安全確保を発令	第4信号	居住する方に避難すべきことを知らせる	1分 5秒 1分 ○ - 休止 - ○

災害に備えましょう!!

1 避難情報が変わりました

避難情報をより分かりやすく、的確な避難につなげるため、国は災害対策基本法を改正しました。今後は、同法に基づき「避難勧告」を廃止し「避難指示」に一本化して避難情報をお知らせします。

○警戒レベルに応じた避難行動

警戒レベル	避難情報など	避難行動(取るべき行動)
5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保!
4	避難指示	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者などは避難
2	注意報	ハザードマップなどで避難行動を確認
1	早期注意情報	災害への心構えを高める

警戒レベル4までに必ず避難しましょう!!



2 情報収集ツールの確保を

○市防災メール配信サービスの登録を

災害情報や避難情報、感染症に関する情報などを登録された方のパソコンや携帯電話などに配信します。



市防災メールの登録はこちら

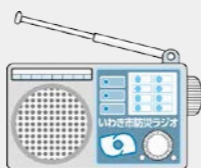


○マップ型混雑検知システム「VACAN」の利用を

災害発生時に開設した避難所の混雑状況をリアルタイムでお知らせします。災害が発生した際には、市ホームページまたは市防災メールからアクセスできます。



VACAN



○市防災ラジオの利用を

国・市から発表される緊急放送を自動的に受信し、電源のオン・オフに関わらず緊急割り込み放送を聞くことができます。また、自動録音機能が備わっているため聞き逃しを防ぎます。市では、市防災ラジオを対象とする世帯につき1台、無償貸与していますので、ぜひ利用してください。

▶対象 ①避難行動要支援者名簿に登録があり、介護保険制度の要介護3から5の認定を受けた方 ②市内に居住する65歳以上の方で、自宅にインターネット環境が整っていないなどの理由から防災情報などを自力で集めることが難しい方

▶申し込み方法 同課、各支所の窓口で

※障がいのある方は防災ラジオの給付事業を利用できます。詳しくは、障がい福祉課(☎22-7486)へお問い合わせください。